

意見書案第20号

東海第2原発の廃炉を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年9月8日

取手市議会議長
岡部正敬 殿

提出者	取手市議会議員	加 増 充 子
〃	〃	貫 井 徹
〃	〃	小 泉 眞理子
〃	〃	朝比奈 通 子

東海第2原発の廃炉を求める意見書

福島第1原子力発電所の事故は、避難住民をはじめ農・漁業など多方面に甚大な被害を及ぼし、原発の危険性を国民の前に明らかにしました。原発で過酷事故は起きないという「安全神話」は崩れました。

東海村にある東海第2発電所では、3月11日の東日本大地震により、原子炉が自動停止しました。その後2日間外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は津波の影響で動きませんでした。6.1mの防護壁に5.4mの津波が押し寄せたのです。もし、津波があと少し高かったら、電源をすべて失い、福島第1原発と同じような深刻な事態になるところでした。

福島第1原発から半径20km圏内は警戒区域（立ち入り禁止）とされ、住民は避難生活を余儀なくされています。東海第2原発から20km圏内には福島の10倍の71万人が暮らしており、国内一の人口密集地です。茨城県庁もこの中に含まれます。

東海第2原発は運転から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きています。

以上を踏まえて、東海第2原発の廃炉を求めるものです。

記

1. 県の原子力防災計画を見直し、安全対策や避難計画をたてること。
2. 東海第2原発の再稼動を認めないこと。
3. 東海第2原発の廃炉を事業者に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月 日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆参両院議長、茨城県知事